

○大分県警察の緊急配備に関する訓令

〔昭和63年2月2日〕
大分県警察本部訓令第1号

警 察 本 部
警 察 署

(概 要)

大分県警察における緊急配備の実施に関して必要な事項を定め、その効率的運用を図り、もって事件の早期解決に資することを目的としており、「緊急配備の種類及びその意義」、「緊急配備の基本原則」、「県内緊急配備対象事件」、「自署配備の対象事件」、「自動車緊急配備対象事件」等について規定している。